

令和8年度テクノスクールのSNSターゲティング広告実施業務 企画提案仕様書

1 名称

令和8年度テクノスクールのSNSターゲティング広告実施業務

2 目的

テクノスクールの訓練生に対して、企業の人材ニーズと評価は高い一方で、入校率※は、近年低下傾向が続いている。

そこで、SNSのターゲティング広告により入校可能性の高い進路検討中の者やその保護者などに訴求し、ホームページへ誘導することで、県立テクノスクールの入校促進を図る。

※入校率とは、入校者数／定員で割り出した数字。

近年の入校率 令和5年度：54.3%、令和6年度：44.6%、令和7年度：53.5%

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

4 ちばテクについて

当業務の対象となるちばテクは以下のとおり。

県立テクノスクール（愛称：ちばテク）（全6校）

校名	所在地	設置訓練科
県立市原テクノスクール (ちばテク市原校)	市原市平田 981-7	<ul style="list-style-type: none">自動車整備科電気工事科塗装科ビルメンテナンス科非破壊検査科
県立船橋テクノスクール (ちばテク船橋校)	船橋市高瀬町 31-7	<ul style="list-style-type: none">機械技術科システム設計科IoT システム科冷凍空調設備科金属加工科
県立我孫子テクノスクール (ちばテク我孫子校)	我孫子市久寺家 682-1	<ul style="list-style-type: none">造園科造園科（短期）事務実務科（※）
県立旭テクノスクール	旭市鎌数 5146-18	<ul style="list-style-type: none">自動車整備科

(ちばテク旭校)		
県立東金テクノスクール (ちばテク東金校)	東金市油井 1061-6	<ul style="list-style-type: none"> ・空間デザイン科 ・建築科 ・左官技術科 (デュアルシステム) ・左官技術科（短期）
県立障害者テクノスクール (ちばテク障害者校)	千葉市緑区大金沢町 470	<ul style="list-style-type: none"> ・DTP・Web デザインコース ・福祉住環境・CAD コース ・PC ビジネスコース ・職域開拓コース ・基礎実務コース ・短期実務コース

(※) 印の訓練科と、ちばテク障害者校の各訓練科については、障害のある方を対象とした訓練科。

5 委託業務内容

(1) SNS ターゲティング広告

ア ターゲット

就職に向けて知識や技術を身に付けようと考えている者や再就職を目指している者、またその保護者

イ 内容

・YouTube や Instagram などの SNS 等において、興味・関心や属性をもとにターゲティングを行い、選定したターゲットに広告を配信することで、下記テクノスクールホームページへの誘導を図る。



URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/senmonkou/>

・令和 7 年度の実施結果やターゲティングの検討にあたり必要な情報（入校生の属性や募集日程等）は県から提供する。これらを分析した上で、広告のターゲティングや媒体、配信素材等について、時期や対象に応じて最適な設定を行うこと。

ウ 広告媒体

・広告媒体は、YouTube や Instagram、X などの SNS に加え、Google 等の検索サイト上での広告配信についても提案可能とする。

・使用する媒体は、ターゲットの年齢層や特性等を踏まえ、効果的なものを選定し、提案すること。特定の媒体の使用を義務付けるものではなく、例示しているすべての媒体を活用する必要もない。

- ・媒体ごとにクリック数等の目標値（KPI）を設定すること。
- ・広告配信に必要なSNSのアカウントは、受託者が新規に取得し、管理すること。アカウント名などは委託者と協議の上決定し、使用後は速やかに削除すること。

エ 掲載期間

- ・委託者と協議によって決めた日から令和9年3月9日（火）（令和9年度普通課程入校生募集終了日）までを目安に、広告掲載期間を設定すること。
- ・広告掲載は契約期間中連続して行う必要はなく、効果が高いと見込まれる時期に適切に配信すること。

オ 広告素材

- ・使用媒体に合わせて、必要な素材（バナー等）を作成すること。県が保有する写真等も必要に応じて提供可能である。
- ・県公式YouTubeチャンネルに掲載している「ちばテク紹介動画」は、YouTube広告として使用できるほか、Instagram等の他媒体でも広告素材として使用可能である。動画データが必要な場合は、県から提供する。なお、YouTube上で当該動画を広告として配信する場合の県組織内手続きは、県が行う。

ちばテク紹介動画のURL：<https://youtu.be/EQQci97Q34U?si=NVmPMSJuKLm1FuL->

カ 効果の測定

- ・掲載期間中は少なくとも月に一度、委託者に結果を報告すること。報告書や打ち合わせなど、報告方法は委託者と協議の上決定する。
- ・効果測定にあたり、テクノスクールホームページのアクセス数推移は県から受託者に提供可能だが、Google Analytics等の計測タグの設置や、県ホームページのアナリティクス権限の付与はできない。その点を踏まえて、効果測定方法を提案すること。
- ・広告の効果を見ながら、必要に応じてターゲティングや媒体、配信素材等を改善し、広告運用の最適化に努めること。
- ・掲載終了後に、広告配信全体について効果がわかる報告書を提出すること。
- ・その他、効果的な測定方法について受託者と協議の上行うこと。

キ その他

- ・広告の内容や方法等で効果的な提案がある場合は、協議の上採用を決定する。
- ・広告配信手続や運用は受託者が行うこと。
- ・その他、本業務の実施にあたり必要な事項は、委託者と協議の上決定すること。

(2) その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めることとする。

6 業務実施上の注意点

- (1) 業者決定通知後、速やかにミーティングを開催し、事業実施スケジュール等をもとに体制、スケジュール、役割分担について委託者へ説明を行うこと。その後委託者に業務計画書を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して、委託者と十分に協議するものとする。この際、委託者からの指示があれば、委託者の指定する場所において隨時協議に応じること。協議後は、その結果（概要）を取りまとめて速やかに委託者へ提出すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。
- (4) 本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、必要な指示を受けること。
- (5) 本業務実施にあたって、受託者は事業実施状況を隨時確認し、仕様書の内容を満たさない履行状況が認められた場合には、委託者の指示に従い速やかに改善すること。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況について、委託者に適宜連絡するものとする。
- (7) 本事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と区分して会計処理を行うこと。

7 成果物

- (1) 作成した広報物（ロゴ、バナー等）
- (2) 広報物を作成するにあたり撮影した写真データ
- (3) 広告掲載媒体ごとの広告配信結果がわかる報告書
- (4) 本事業の実施に係る状況報告及び実績報告
- (5) その他、委託者が必要と認めたもの

8 書類等の整備

- (1) 受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 受託者は、委託者が求める場合にあっては、業務に関する会計帳簿等の写しを委託者に提出すること。

9 著作権・肖像権等の取扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権・肖像権等に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

- (1) 本業務により県に納品した成果物について、受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- (2) 本業務のために新たに作成した画像、アニメーション、イラスト、デザイン、映像等の著作権は、県に帰属する。ただし、成果品に受託者又は第三者がすでに著作権を有するもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、引き続き受託者又は第三者に帰属するものとする。この場合、受託者又は第三者は、県が当該成果物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく使用を無償で承諾するものとする。なお、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。複製権、改変権についても同様とする。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉および処理は受託者が行い、その経費は業務委託料に含まれるものとする。これらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 成果物が、第三者の著作権、肖像権、所有権等を侵害していないことを受託者が保証するものとする。

10 その他留意事項

(1) 業務の実施

委託業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 委託料

本業務の実施に要する一切の経費は、委託料に含むものとする。

(3) 再委託

本件受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ県の承諾を得たときはこの限りでない。

受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、県に対して再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(4) 仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(5) 守秘義務について

受託者は、業務上知り得た機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後に
おいても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(7) その他

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、県と協議すること。